

MA2011-7

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成23年7月29日

運 輸 安 全 委 員 会

(東京事案)

- 1 ダイビング船スタイル乗船者死亡
- 2 油送船第十七永進丸ケミカルタンカーCOSMO BUSAN 衝突
- 3 ケミカルタンカー錦陽丸引船かいりゅう台船②衝突

(地方事務所事案)

函館事務所

- 4 貨物船りゅうえい乗揚
- 5 漁船進正丸乗組員死亡
- 6 漁船第十八のぞみ丸転覆
- 7 漁船千代丸漁船第七栄光丸衝突
- 8 漁船第八十八 八幡丸漁船新生丸衝突

仙台事務所

- | |
|--------------------|
| 9 手漕ぎボート (船名なし) 転覆 |
|--------------------|

横浜事務所

- 10 漁船克峰丸乗組員死亡
- 11 ケミカルタンカー第二旭豊丸乗組員死亡
- 12 モーターボート第三光平丸漁船開運丸衝突

神戸事務所

- 13 漁船日辰丸モーターボートウミック 1 2 衝突
- 14 漁船盛漁丸乗組員死亡
- 15 コンテナ船MOL DISCOVERY 衝突 (防波堤)
- 16 旅客船近江国乗組員負傷

広島事務所

- 17 貨物船第十一進栄丸貨物船海福丸衝突
- 18 旅客フェリー第五マイト丸乗揚
- 19 漁船天洋丸乗揚
- 20 旅客船きんえい乗揚
- 21 貨物船第五天山丸漁船万宝丸衝突
- 22 貨物船SKY GLORY 貨物船MING YANG 衝突
- 23 引船福隆丸地盤改良船天成乗揚
- 24 貨物船JANGHO TRADER 乗揚

門司事務所

- 25 ケミカルタンカーBRAKEN 乗揚
- 26 漁船清福丸乗揚
- 27 遊漁船白滝丸モーターボート五女丸衝突

- 28 漁船蛭子丸モーターボートたかみ衝突
- 29 漁船金生丸漁船美千留丸衝突
- 30 貨物船YU JIN 漁船龍真丸衝突
- 31 油タンカー第二十一光丸漁船三上丸衝突
- 32 遊漁船海幸遊漁船美香丸衝突
- 33 貨物船寿宝丸乗揚
- 34 漁船大功丸乗組員死亡
- 35 遊漁船第五岐利丸衝突（かき養殖筏）
- 36 漁船昇栄丸乗揚
- 37 漁船第一海照丸漁船第二海照丸転覆
- 38 砂利・石材等運搬船第十八大洋丸引船第二十八十勝丸台船YK-1 衝突
- 39 漁船第三十二新東丸漁船祐幸丸衝突
- 40 砂利採取運搬船第二誠光丸漁船ともみ丸衝突

長崎事務所

- 41 モーターボート洋丸乗組員死亡
- 42 漁船順航丸定置網損傷
- 43 モーターボート親勇丸乗組員死亡
- 44 漁船大福丸乗組員死亡
- 45 漁船江和丸乗組員死亡
- 46 漁船かわせみ丸転覆
- 47 漁船満栄丸火災

那覇事務所

- 48 引船SHORYU MARU起重機船HARITA38乗組員死亡
- 49 小型兼用船えらぶGTクイーン同乗者負傷
- 50 手漕ぎボート（船名なし）乗船者死亡

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

9 手漕ぎボート（船名なし）転覆

船舶事故調査報告書

平成23年6月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 石川 敏行

委員 根本 美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成22年5月3日（月、祝日） 12時00分ごろ
発生場所	福島県郡山市猪苗代湖舟津川河口沖 郡山市湖南町大字舟津字宮西3に所在の舟津三角点から真方位284° 150m付近 （概位 北緯37° 25.0′ 東経140° 07.3′）
事故調査の経過	平成22年5月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操船者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.35m×約1.18m×約0.37m、FRP 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	操船者 男性 59歳
死傷者等	死亡 1人（操船者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、操船者が1人で乗り、平成22年5月3日11時30分ごろ猪苗代湖鱸浜付近を沖に向かって漕いでいるところを湖岸にいた観光客に目撃された。 湖岸にいた通報者は、12時00分ごろ、舟津川河口沖で転覆した本船と落水して叫んでいる操船者に気付き、見ているうちに操船者が水面下に沈んだことから、警察に通報した。 操船者は、警察及び消防の捜索により本事故発生場所付近の水深約5mの湖底で発見され、病院に搬送されたが、死亡が確認された。 操船者の死因は、溺水による窒息死であった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：湖面 平穏、水温 約10.4℃
その他の事項	操船者は、平成22年4月に本船を購入し、釣りを趣味としていた。 本船は、錨の代わりに使用されると思われる砂利を入れた袋を積んでいた。 本船が転覆する状況は、誰も見ていなかった。 本船発見時、発見場所付近に釣り具が浮遊していた。 操船者は、ジャンパーとズボンを着用し、救命胴衣は着用していなかった。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 本船は、猪苗代湖舟津川河口沖において転覆し、操船者が落水したものと考えられるが、目撃者がいないことから、本船が転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。 操船者の死因は、溺水による窒息死であった。 操船者は、救命胴衣を着用していれば、死亡に至らなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、猪苗代湖舟津川河口沖において、転覆したことにより発生したものと考えられる。	
参考	本事故の被害軽減策として、救命胴衣の着用が考えられる。	

※ 「参考」は、今後の同種船舶事故等の再発防止のために役立つと考えられる事項を列挙したものである。